

旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則の一部を改正する命令

平成30年4月
国土交通省

I 背景

旅行業務に関する取引の公正の維持を図る観点から、旅行業法（昭和27年法律第239号）第12条の4において、旅行者等に対し、書面を交付した上で旅行者への一定の取引条件の説明を義務付けるとともに、第12条の5において契約締結時の書面交付を義務付けている。また、旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成21年内閣府・国土交通省令第1号。以下「規則」という。）第3条において取引条件の説明事項の詳細を、規則第5条において当該説明時に交付する書面の詳細を、規則第9条において契約締結時に交付する書面の詳細を、それぞれ定めているところである。

平成29年6月に住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）が成立し、平成30年6月に施行するところ、同法第46条第1項において、同法に基づく登録を受けた者は、旅行業法の規定にかかわらず住宅宿泊仲介業を営むことができることとされており、住宅宿泊仲介業は旅行業の定義（旅行業法第2条第1項）に含まれることとなる。そのため、同法及び関係法令においては、原則として、旅行者と住宅宿泊仲介業者については同様の義務を課すこととしている。

ここで、住宅宿泊事業法第59条第1項及び国土交通省関係住宅宿泊事業法施行規則（平成29年国土交通省令第65号）第40条においては、違法な民泊サービスの仲介を防止するため、住宅宿泊仲介業者が住宅宿泊仲介契約を締結しようとするときは、宿泊者への説明事項として、住宅宿泊事業の届出を行った住宅（以下「届出住宅」という。）の届出番号等を規定しているところ、旅行者が届出住宅を利用した旅行に関するサービスを提供する際にも、取引条件の説明事項、当該説明時に交付する書面の記載事項及び契約締結時の書面の記載事項として、届出住宅の届出番号等を追加することとする。

II 概要

企画旅行及び手配旅行の対象に、届出住宅における宿泊のサービスの提供が含まれている場合には、規則第3条に規定する取引条件の説明事項、第5条の当該説明時に交付する書面の記載事項及び第9条の契約締結時に交付する書面の記載事項として、住宅宿泊事業法第12条に規定する宿泊サービス提供契約を締結する住宅宿泊事業者の商号、名称又は氏名及び届出番号並びに旅行者が宿泊する届出住宅を追加する。

III スケジュール

公 布：平成30年4月16日
施 行：平成30年6月15日 ※住宅宿泊事業法の施行日